

財 関 第 2 7 2 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 諷 訪 園 健 司

関 税 法 基 本 通 達 等 の 一 部 改 正 に つ い て

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和5年4月1日（ただし、下記第5の1. 及び2. については、同年5月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式を廃止する。

税関様式C第1000号-14

税関様式C第1000号-17

税関様式C第1000号-20

税関様式C第1000号-26

2. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙4-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第1000号-1

税関様式C第1000号-2

税関様式C第1000号-3

税関様式C第1000号-9

税関様式C第1000号-10

税関様式C第1000号-11

税関様式C第1000号-15

税関様式C第1000号-16

税関様式C第1000号-18

税関様式C第1000号-21

税関様式C第1001号-23

税関様式C第1000号-27

税関様式C第1001号

税関様式C第1001号-1

税関様式C第1001号-2

税関様式C第1002号

3. 別紙4-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙5-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙5-2に掲げる別紙様式を新設する。

3. 別紙5-3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。